

青森港港湾計画書

— 一部変更 —

令和5年10月

青森港港湾管理者

青森県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成13年 9月 青森県地方港湾審議会
- ・平成13年11月 交通政策審議会 第2回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成19年 2月 青森県地方港湾審議会
- ・平成19年 9月 青森県地方港湾審議会
- ・平成26年 9月 青森県地方港湾審議会
- ・平成26年12月 青森県地方港湾審議会
- ・平成29年 9月 青森県地方港湾審議会
- ・平成29年11月 交通政策審議会 第69回港湾分科会

の議を経た青森港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	1
港湾計画の方針	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
2 水域施設計画	3
3 外郭施設計画	4
4 小型船だまり計画	5
土地造成及び土地利用計画	6
1 土地造成計画	6
2 土地利用計画	6
港湾の効率的な運営に関する事項	7
1 海洋再生可能エネルギー発電設備等の配置及び維持管理の 拠点を形成する区域	7

変更理由

油川地区において、海洋再生可能エネルギー発電設備等の導入促進に資するため、港湾計画の方針を変更するとともに、油川地区の公共埠頭計画、水域施設計画、外郭施設計画、小型船だまり計画、土地造成及び土地利用計画を変更し、海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点形成する区域を計画する。

港湾計画の方針

既定計画を以下のとおり変更する。

- 7) 海洋再生可能エネルギー発電設備等の導入促進に資するため、海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点形成する。(追加)

- 8) 多様な機能が調和し、連携する質の高い空間を形成するため、陸域200haと水域5,400haからなる港湾空間を以下のよう
に利用する。

- ③油川地区の東部はエネルギー関連ゾーン、中央部から西部は船だまり関連ゾーン及び緑地レクリエーションゾーンとする。

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 油川地区

電気機械等の外内貿貨物を取り扱うとともに、海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成するため、以下の施設について計画を変更する。

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 230 m

[既定計画の変更計画]

埠頭用地 6 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

[新規計画]

埠頭用地 9 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

(うち 2 ha 既設、7 ha 既定計画)[既設・既定計画の変更計画]

既定計画

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 240 m

埠頭用地 9 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

2 水域施設計画

公共埠頭計画に対応して、泊地及び航路・泊地について次のとおり計画を変更する。

2-1 泊地

油川地区

水深12m 面積1ha [既定計画の変更計画]

(既定計画
水深12m 面積8ha)

2-2 航路・泊地

油川地区

水深12m 面積8ha [新規計画]

3 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設について次のとおり計画する。

3-1 防波堤

油川地区

油川西防波堤 延長 670 m [既定計画の変更計画]

既定計画
油川西防波堤 延長 170 m

また、以下の既定計画を削除する。

既定計画
油川第二北防波堤 延長 710 m

4 小型船だまり計画

公共埠頭計画における新たな公共埠頭用地の造成に伴い、油川東船だまりを廃止する。

既設

油川東船だまり

泊地 水深4.5m 面積6ha

西防波堤 延長328m

東防波堤 延長87m

岸壁 水深4.5m 延長450m

埠頭用地 2ha

既定計画

油川東船だまり

東防波堤 延長50m

なお、これに伴い以下の施設を撤去する。

既設

西防波堤 延長72m

東防波堤 延長45m

土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画、土地利用計画を次のとおり変更する。

1 土地造成計画

単位：ha

地区名 埠頭名	埠頭 用地	港湾関連 用地	交通機能 用地	緑地	合計
油川地区	(6) 6				(6) 6

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

単位：ha

地区名	埠頭 用地	港湾関連 用地	交通機能 用地	緑地	合計
油川地区	(17) 17	(15) 15	(1) 1	(3) 3	(35) 35

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

港湾の効率的な運営に関する事項

- 1 海洋再生可能エネルギー発電設備等の配置及び維持管理の拠点を形成する区域

海洋再生可能エネルギー発電設備等の導入促進に資するため、以下の施設において、海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成するように措置することを計画する。なお、当該拠点の形成に当たっては、災害時等における公共的な利用を確保する。

油川地区

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 230 m

[既定計画の変更計画]

埠頭用地 8 ha (うち 1 ha 既設、7 ha 既定計画)

[既設・既定計画の変更計画]



